

公益財団法人中央果実協会業務方法書 別紙 新旧対照表

改 正	改 正 前															
<p>別紙 <u>1</u> 果樹生産性向上モデルの確立の要件、手続き等</p> <p>1 農地中間管理機構果樹モデル地区  <u>持続的生産要領</u> I の第 1 の 1 の (3) のアの表の補助対象となる取組の欄の 2 の (4) のアに定める農地中間管理機構果樹モデル地区（以下、「果樹モデル地区協議会」という。）は、以下の要件を満たすものとする。                      (1) (略)                      (2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 実績の報告                      (1) (略)                      (2) 都道府県法人等は、果樹モデル地区協議会からの報告を取りまとめ、本会に報告するものとし、本会は、当該報告を取りまとめ、<u>農産局長</u>に報告するものとする。</p> <p><u>別紙 2</u></p> <p style="text-align: center;"><u>未来型果樹農業等推進条件整備事業のうち担い手育成型 事業実施計画の採択基準チェックリスト</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 85%; text-align: center;">内容</th> <th style="width: 10%; text-align: center;">チェック</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td><u>支援対象者（※）が明確に位置づけられているか。</u> ※：実施要領で定める者</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td><u>産地計画において、新たな担い手の確保・定着に向けた取組を位置づけているか、又は、今後位置付けることが確実と見込まれるか。</u> <u>（本事業実施計画書を産地計画に添付することで位置付けることも可）</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td><u>新規就農者等の確保・定着に向けた関係機関のサポート体制や取組計画は妥当か（行政等の支援機関の参画があるか、関係機関及び役割分担が明確かつ一体的に取り組む体制となっているか。）。</u>また、<u>併用する又は併用を検討している事業がある場合は、その事業が明確か。</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td><u>整備園地を管理運用する者が明確に位置づけられているか。</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		内容	チェック	1	<u>支援対象者（※）が明確に位置づけられているか。</u> ※：実施要領で定める者		2	<u>産地計画において、新たな担い手の確保・定着に向けた取組を位置づけているか、又は、今後位置付けることが確実と見込まれるか。</u> <u>（本事業実施計画書を産地計画に添付することで位置付けることも可）</u>		3	<u>新規就農者等の確保・定着に向けた関係機関のサポート体制や取組計画は妥当か（行政等の支援機関の参画があるか、関係機関及び役割分担が明確かつ一体的に取り組む体制となっているか。）。</u> また、 <u>併用する又は併用を検討している事業がある場合は、その事業が明確か。</u>		4	<u>整備園地を管理運用する者が明確に位置づけられているか。</u>		<p>別紙 果樹生産性向上モデルの確立の要件、手続き等</p> <p>1 農地中間管理機構果樹モデル地区  <u>要綱</u> I の第 1 の 1 の (3) のアの表の補助対象となる取組の欄の 2 の (4) のアに定める農地中間管理機構果樹モデル地区（以下、「果樹モデル地区協議会」という。）は、以下の要件を満たすものとする。                      (1) (略)                      (2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 実績の報告                      (1) (略)                      (2) 都道府県法人等は、果樹モデル地区協議会からの報告を取りまとめ、本会に報告するものとし、本会は、当該報告を取りまとめ、<u>生産局長</u>に報告するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>
	内容	チェック														
1	<u>支援対象者（※）が明確に位置づけられているか。</u> ※：実施要領で定める者															
2	<u>産地計画において、新たな担い手の確保・定着に向けた取組を位置づけているか、又は、今後位置付けることが確実と見込まれるか。</u> <u>（本事業実施計画書を産地計画に添付することで位置付けることも可）</u>															
3	<u>新規就農者等の確保・定着に向けた関係機関のサポート体制や取組計画は妥当か（行政等の支援機関の参画があるか、関係機関及び役割分担が明確かつ一体的に取り組む体制となっているか。）。</u> また、 <u>併用する又は併用を検討している事業がある場合は、その事業が明確か。</u>															
4	<u>整備園地を管理運用する者が明確に位置づけられているか。</u>															

5	<u>整備園地は、その用途（研修、リース、譲渡）に応じて所有権及び賃借権等が適切に設定されているか。</u>	
6	<u>整備園地のリース又は譲渡を計画する場合は、リース又は譲渡先の目処（○年度に研修参加した者に譲渡する等）が立っているか。</u>	
7	<u>整備園地をリース又は譲渡する予定であって、結果的にリース又は譲渡されなかった場合は、支援対象者（又は産地の関係機関）が研修用として運用を継続することについて合意しているか</u>	
8	<u>整備園地の規模は、新規就農者等の育成計画に見合ったものであるか。</u>	
9	<u>部分改植の実施面積は要領で定める上限以内か。</u>	
10	<u>整備園地の設備整備等に国の他の事業が活用されている場合は、各事業の支援対象が明確であるとともに重複がないよう適切に整理されているか。</u>	